二の五、二の七から二の一一まで、二の一三から二の一七まで、二の一九、二の二一、二の二三から二の二五まで、二の二八から二の三九まで、二の四一、二の四三から二の五九まで、四の一から四の四まで、四の六、一〇三字ゲンノクニの一、二の三、二の四、二の六、二の八、二の一〇、二の一二、二の一三、二の一五から二の一七まで、三の一、三の五から三の七まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一〇〇字西ケホラ一の一三、一〇一字留尻二の二、二の三、一〇二字梶谷二の八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾松田字西村六二八の一、六二八の三、六二八の四、六二八の一〇、六二八の二二、六二九、六三〇の一、六三〇の二、六三一の一、六三二、六三三、山県市神崎字夏坂八八一、八八五の一、揖斐郡池田町片山字東光寺二六五七の二、二九七六、二九七九の二、揖斐川町東津汲字大河原一〇八二の二、字小津街道一〇八六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松井田町坂本字霧積山一九三六の二一（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県北上市口内町長洞一の一、一の四から一の三三まで、二の一から二の四まで、二の六から二の二三まで、六六、六六の一、六六の二、六七、六八、七〇、七一、七二の一から七二の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百二十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十一月四日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
静岡県東部電気工事協同組合	静岡県沼津市花園町十五番地の一	平成二十一年十月二十三日

○国土交通省告示第千百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）の認可をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成八年十二月十九日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県牛久市下根町字隼人山、字西原、字甚兵エ荒勺、字西野、字本郷道の全部及び字堀尻、字千上、字中下根の各一部

四　土地区画整理事業の名称　竜ヶ崎・牛久都市計画事業東下根特定土地地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県取手市寺田五千二百十一番地二ロードウェイ取手ビル三階

六　施行規程の認可の年月日　平成八年十二月十九日

七　施行規程の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十一年十一月四日

○国土交通省告示第千百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）の認可をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県柏市小青田字ヤゴ山、字川端、字駒形、字立山及び字大松並びに船戸字富士見の全部の区域並びに船戸字花前、字新町、字本町、字館林及び字矢ノ船、小青田字波洗及び字小船新田並びに大室字小山台、字川端、字寺下前、字宮前、字前畑、字原畑、字八反目台、字御領前、字東山、字南田及び字正連寺前の各一部

四　土地区画整理事業の名称　柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県柏市小青田三百二十六番地

六　施行規程の認可の年月日　平成十三年三月二十六日

七　施行規程の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十一年十一月四日

○国土交通省告示第千百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十一月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十一年十一月五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県流山市駒木百七十六番地　独立行政法人都市再生機構千葉常磐開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月四日

国土交通大臣　前原　誠司